

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

3,000万円の特別控除の添付書類

Q：平成7年中に居住用に供していた土地と家屋を譲渡しました。確定申告の必要があるのですが、3,000万円の特別控除を受けたいと思います。申告書の他にどのような書類が必要でしょうか。

A：個人が、居住の用に供している家屋（その家屋の敷地となっている土地等を含みます）を譲渡した場合には、その資産の譲渡所得の金額から3,000万円を控除することができます。

その居住用財産の所有期間の長短にかかわらずこの規定は適用することができます。

ただし、譲渡した者が、その年の前年または前々年において3,000万円の特別控除などの適用を受けている場合には、この特別控除の適用はありません。

さて、申告に際しては確定申告書二面の「特例適用条文」欄に措法35条と記載し、次の書類を確定申告書に添付してください。

- ①譲渡した居住用財産に係る「譲渡所得の計算明細書」（用紙は税務署でもらうことができます）
- ②譲渡資産の所在地の所轄市町村長から交付を受けた住民票の写し（譲渡日から2カ月後に交付を受けたもの）

※この3,000万円の特別控除は申告が要件となっていますので、特別控除後の金額が0となり、納める税額がなくても申告しなければ控除を受けることができませんのでご注意ください。

